

Contents

- I. 海外直接投資の現実 その4
- II. 特別寄稿：パラグアイ自動車部品製造分野における新興プレーヤー
- III. インド：リーガルアップデート
関連当事者取引の承認要件を変更する 2014年8月14日付 インド企業省通知
- IV. ミャンマー：リーガルアップデート
MIC 通達改定：外資の進出禁止・制限分野が大幅緩和
～ミャンマー国内の卸売業・小売業に 100%独資で進出できる可能性も～
- V. J. Sagar Associates 弁護士来訪について
- VI. ベトナム滞在記
- VII. お知らせ

I. 海外直接投資の現実 その4

弁護士 小川 浩賢

海外直接投資に限らず、ビジネスは確定的に収益を手にすることができて初めて成功といえる。販売ができて代金を適時に回収できなければ最悪の場合黒字倒産となってしまう。海外直接投資の場合、投資先の国から資金を日本に送金するという、国内のビジネスでは考える必要のない問題が障害となることがある。

投資先からの資金の回収チャネルとしては、出資(株式)に対する配当・残余財産の分配、部品や製商品の売買代金、技術援助やライセンスに対するロイヤルティや技術者派遣報酬、親子ローンの元本・金利、さらにはマーケティングフィーといった経費負担など、様々なものが考えられる。投資先の国の法令・実務によって、これらのすべてが自由に認められるかどうかの結論が異なる。

最近もある依頼者が海外からの資金回収に関してトラブルに直面した。海外の関連会社が受注したコンサルティング業務に対する報酬の一部約300万円が現金で支払われてしまった。当該報酬の大半は、実際のコンサルティング業務を行う本社が最終的には受領すべきものであるが、出張中の依頼者担当者が全額を現金で持ち出すことができる金額ではない(旅行者として持ち出せる外貨(現金)には制限があることが一般的である)。結局、担当者は現金で持ち出すことができる上限額を持って帰国し、それを上回る額は関連会社に預けて送金の方法の検討を委ねることとなった。関連会社の責任者は、第三者の業者に一定の手数料を支払って送金する道を探っている模様である。

外国への送金を規律する法令は通常外国為替管理法であり、各国の外貨事情を踏まえてどのような外国送金が認められるかが定められている。外国送金の難しいところは、法令上認められた送金目的であっても、実際に送金を担当する金融機関の窓口で事実上広い裁量があつて、窓口担当者が「お上」のような権限を行使する場合があることである。加えて、当該資金の送金に課税上の問題がないかの税務当局からの証明書の添付が要求される場合があり、証明書の発行を巡って税務当局とひと悶着を起こさなければならぬ場合も少なくない。

これらのいわゆる「現場」の問題に本社として関わる場面は多くないであろうが、現場に任せただけに贈賄などの違法行為を招来するリスクは無視できない。問題が生じた後に現場の担当から何が問題なのかを正確に情報収集することも容易ではない。資金回収チャネルとして予定されているものについては、フィジビリティスタディの段階できちんと現地法や実務を調査し問題がないことを確認しておくこと、実際に障害に直面した場合には、早い段階で専門家を起用して問題の所在・解決策のアドバイスを受けることが肝要である。

II. 特別寄稿：パラグアイ-自動車部品製造分野における新興プレーヤー

訳者：弁護士 光内 法雄

(本稿は、当事務所が所属する法律事務所の国際ネットワーク・Meritas の、パラグアイにおけるメンバーファームの弁護士から本ニューズレターに特別に寄稿を受けた記事を日本語に翻訳したものです。地球の反対側にある新興国パラグアイについて、知る機会として頂ければ幸いです。)



パラグアイ弁護士
エデュアルド・アルファロ・
パロト氏

パラグアイ共和国は、小国ではありますが、ラテンアメリカの中心部に位置しており、将来有望であり、先見の明がある方には機会に満ちた国と言えます。パラグアイは人口約700万人、ブラジル、アルゼンチン、ボリビアと国境を接しています。この地理的位置関係は、ブラジルという重要な市場との近接性から戦略的であり、パラグアイを主要な製造拠点たら



しめ、労働力、エネルギー、政府が提供する税制優遇と相まって、生産工程の起点となっており、パラグアイを、投資家にとって極めて友好的で魅力的な国にしています。

パラグアイは近年、大きな変革と成長を経験して



きています。マクロ経済は高いレベルで安定し、国家債務の対GDP比率は過去最低であり、インフレ率は低くコントロールされており、様々な国際的機関から素晴らしい格付けとコメントが寄せられています。2013年8月に政権についた現在のパラグアイ政府は、パラグアイへの投資を促進すること、パラグアイにおける諸産業の確立を主要な政策の一つとして打ち出しており、パラグアイの工業化を推し進め、パラグアイを貧困と闘う国家へと成長させようとしています。この数か月間で、新しい製造プラントがいくつか立ち上がっており、世界中から貿易ミッションの訪問

があり、本年(2014年)6月の日本政府による訪問を含む他国の代表者の公式訪問がなされています。

パラグアイの法環境

パラグアイの憲法には、当該活動が合法的である限りにおいて、経済活動の自由、機会の平等が謳われています。工業及びサービス分野において海外からの投資を積極的に推進しています。パラグアイには外国投資法(Foreign Investment Law 117/91)があり、同法は内国民の投資と同様・平等の機会と権利義務を外国からの投資に与えています。パラグアイは、MIGA (Multinational Investment Guarantee Agency 多国間投資保証機関)やICSID (International Center for Settlement of Investment Disputes 投資紛争解決国際センター)といった外国人による投資の促進と保護に関するいくつかの国際的合意/国際条約の締約国となっています。

国	ランキング
パラグアイ	80
ブラジル	100
アルゼンチン	160
ボリビア	156
エクアドル	159
ベネズエラ	174

経済的自由度指標 - www.heritage.org

会社設立: パラグアイでは、通常 30~40 日で会社設立ができます。その程度の期間で、会社が設立でき、パラグアイでの事業活動ができるようになります。パラグアイでの会社設立に要する法的手続きは極めて簡素で手間がかかりません。

パラグアイでは、おおむね外国人 100% 独資での会社設立ができます。株主は 2 名必要ですが、出資比率は株主間で自由に決めることができます。

設立に際し、株主間で、公証された書面の形式による法人設立契約がなされる必要があります。「法人登記所 (the “Registry of Juridical Persons and Associations”)」と「商業登記所 (the “Public

Registry of Commerce”)」への登記を行うことにより、株主から責任が切断された法人格が得られます。

会社経営: 株主によって選任される 1 名以上の取締役 (Director(s)) によってなされます。委任状 (Powers of Attorney) によって権限を与えられたジェネラルマネージャーに経営させることも可能です。
株主総会 (“Asambleas Generales”): 定時総会と臨時総会があり、事務所の所在地で行う必要があります。取締役の任命、取締役の年次報告・貸借対照表・剰余金配当その他の議案のために、招集されます。

株式: 無記名又は名目株式により、会社所有を行うことが可能です。

(株式会社形態の他、より柔軟な経営体制を取れる有限責任会社 (“SRL”) として設立することも可能です。)

なぜパラグアイなのか?

以下、主要かつ最重要な利点をまとめてみます。

<税制>

パラグアイの税制は、他国の税制によく見られる複雑さがなく、きわめてシンプルです。また税負担も近隣諸国中最低の部類に属します。目立つところとして、次の点を挙げることができます。

所得税率: 10%.

剰余金配当の際の税率: 5%.

外国株主への利益送金の際の源泉税率: 15%.

付加価値税 (Value Added Tax) 率: (一般) 10%、(賃貸などいくつかの場合) 5%

この数年、投資家に対する特別措置が施行されており、投資家は、有益かつ競争力のあるスキームの下で事業活動を行うことができます。この点、例えば、法律第 60/90 号と Maquila 法について述べることができます。双方を同時に適用することが可能であり、次のような環境で事業活動が可能になります。

所得税率: 10% から 1% に減免 (Maquila 法).

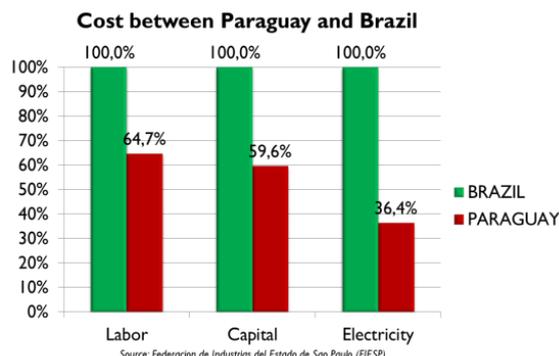
外国株主への利益送金の際の源泉税率: 15% から 0% に減免 (法律第 60/90 号).

資本財と原材料の輸入: 付加価値税 0%

さらに、前記スキームを適用すれば、工業プラントの設備を整え、操業するために必要なすべての資本財、機械類、生産プラントに必要な機材を、租税・関税が免税の形で、パラグアイ国内に、持ち込むことができます。

<利益償還>

また、資本及び利得の償還は、時期及び額ともに、無制限であることも重要なポイントです。



<インフラ>

工業用発電に関し、パラグアイは現在、ラテンアメリカ内で唯一 1,390 メガワットの電力利用が可能な国であり、しかも比較的low額なコストで利用可能です。

<労働コスト>

労働力に関しては、パラグアイは、メルコスール (MERCOSUR、南米南部共同市場、ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイの4カ国から成る共同市場)の中で、最も低廉なコストで利用可能です。さらには、34歳以下の若い労働者層が厚いのが特徴であり、労働組合の問題も生じにくい環境にあります。実際、パラグアイでは、同一産業分野で、労働組合の協調行動行われることは一般的ではありません。

Ignacio Ibarra 氏(在パラグアイ・フジクラ CEO)は、「パラグアイの労働力は、国際的企業にとって、こ

れまで見つけ得るベストの労働力だ。」と繰り返し述べています。

<市場へのアクセス>

パラグアイは、メルコスールに加盟する他の国の市場へ特恵的なアクセスが可能であり、関税がかからないため、パラグアイで製造される製品は、メルコスール域外の製品に比べ、間違いなく競争力を有することになります。さらに、2014年からは、パラグアイは、メルコスール加盟国の中で唯一 EU に特恵的なアクセス(すなわち一般特恵関税制度の下でのアクセス)を行うことが可能となります。

このような投資環境を受け、近年、パラグアイに、日本の有力企業その他、ドイツの Leoni AG, Delphy、韓国現代に部品を供給する THN Corp 等、いくつか重要な自動車部品製造会社が進出してきています。

このように大企業が進出していることは、パラグアイの自動車部品産業分野における成長の真実かつ明白なしるしと言えます。これらの企業は、パラグアイの提供するアドバンテージに依拠し、パラグアイで操業して南米域内及び世界の市場に供給することを選んだのです。

さらに必要な情報があれば、是非遠慮なくお申し出ください。

エデュアルド・アルファロ・パロト
(Eduardo Alfaro Parot)

eduardo.alfaro@pstbn.com.py

PERONI SOSA TELLECHEA BURT & NARVAJA

Office: +595 21 3199327 Mobile: +595 981 464570

Eulogio Estigarribia 4846 Asuncion, Paraguay

III. インド：リーガルアップデート

-関連当事者取引の承認要件を変更する 2014 年 8 月 14 日付 インド企業省通知-

弁護士 布川 俊彦

インド企業省 (the Ministry of Corporate Affairs) は、2014 年 8 月 14 日付通知により、インド会社法規則 (the Companies (Meetings of Board and its Powers) Rules, 2014) を改正し、関連当事者取引 (2013 年会社法 188 条) として会社内での承認手続をとる必要が生じる事項の要件を変更しました。関連当事者取引規制は、2013 年会社法において規制対象が拡大されており、コンプライアンスの観点からも注意が必要な事項です。以下、2013 年会社法における関連当事者取引規制について簡単に説明したうえ、今回の改正の内容の概略を紹介します。



関連当事者取引規制の概要

2013 年会社法 188 条 1 項は、会社が当該会社の取締役や親会社等の関連当事者 (related parties) (2013 年会社法 2 条 76 項に定義規定があります) と一定の契約等 (contract or arrangement) を締結する場合には、原則として取締役会の承認及び会社法規則で定める条件 (具体的には株主総会の特別決議) の遵守が必要になるとしています (さらに 2013 年会社法 177 条 4(iv) 項は監査委員会設置会社につき監査委員会の承認を要求しています)。この規定の趣旨は、会社の利益を犠牲にして利益を得る可能性のある関連当事者との一定の契約等の締結について、取締役会の承認等の規制を及ぼすことで、会社の利益 (特に少数株主の利益) を守ることにあります。したがって、会社の利益を害するおそれの少ない通常の業務の過程 (in its ordinary course of

business) で行われる関連当事者取引については、独立当事者間取引と同様の条件 (arm's length basis) でなされる限り、取締役会の承認等を必要とする規制の対象とはなりません (2013 年会社法 188 条 1 項第 3 但書)。関連当事者取引規制の違反には罰則も定められています (2013 年会社法 188 条 5 項)。

関連当事者取引の規制対象となる取引としては、商品等の販売、購入又は供給、資産の譲渡その他の処分又は取得、資産の賃貸、サービスの利用又は提供、商品等の購入又は販売に関する代理人の選任等が挙げられています (2013 年会社法 188 条 1 項)。

会社法規則の改正の概要

会社は、関連当事者と上記の契約等を締結する場合、取締役会の承認に加え、会社法規則に従い、以下の一定の要件を満たす場合には、株主総会の特別決議も要求されることになります。

- 関連当事者取引の額が、会社の前年の売上高の 10 パーセント又は 10 億ルピー (いずれか小さい方) を超える場合 (商品等の販売、購入又は供給、又はこれらのためのエージェントの選任の場合)
- 関連当事者取引の額が、会社の純資産の 10 パーセント又は 10 億ルピー (いずれか小さい方) を超える場合 (資産の譲渡その他の処分又は取得、又はこれらのためのエージェントの選任の場合)
- 関連当事者取引の額が、会社の前年の売上高の 10 パーセント、会社の純資産の 10 パーセント又は 10 億ルピー (いずれか小さいもの) を超える場合 (資産の賃貸の場合)
- 関連当事者取引の額が、会社の前年の売上高の 10 パーセント又は 5 億ルピー (いずれか小さい

方)を超える場合(サービスの利用又は提供、又はこれらのためのエージェントの選任の場合)

従前の会社法規則では、資本金 1 億ルピー以上の会社については一律に株主総会の特別決議が要求されていました。しかし、今回の会社法規則の改正により当該規定が削除され、個別の関連当事者取引又は一会計年度中の関連当事者取引の金額が一定の基準を超える場合に株主総会の特別決議が必要となるように改められました。今回の改正により、資本金 1 億ルピー以上の会社について関連当事者取引に関する規制が緩和されたこととなります。

実務上のインパクト

インドに子会社を持つ日本企業やインドの会社が取締役を派遣する日本企業が当該インド子会社や当該インド会社と取引をする場合、当該インド会社にお

いて関連当事者取引規制をうける可能性があります。また、インドに合弁会社を設立し、インドの合弁パートナーが当該合弁会社を取締役を派遣する場合、当該合弁パートナーは当該合弁会社にとって関連当事者になります。したがって、当該合弁会社と合弁パートナーとの間の取引についても関連当事者取引規制をうける可能性があります。インドへの進出形態が現地子会社の形であれ、インド会社への取締役の派遣の形であれ、合弁会社の形であれ、関連当事者取引規制をうける可能性があることから、同規制を正確に理解し、遺漏なく必要な手続をとることができるようにコンプライアンス体制を確立することが重要となります。

IV. ミャンマー：リーガルアップデート

MIC 通達改定:外資の進出禁止・制限分野が大幅緩和

～ミャンマー国内の卸売業・小売業に 100%独資で進出できる可能性も～

弁護士 平 征三朗



2014 年 8 月 14 日に、ミャンマー投資委員会 (Myanmar Investment Commission。以下、「MIC」)は、2012 年外国投資法 (The Foreign Investment Law 2012。以下「外国投資法」)に基づく投資に関する 3 つの通達 (Notification no.49/2014 (以下、「49 号通達」)、Notification no.50/2014 (以下、「50 号通達」)、Notification no.51/2014 以下「51 号通達」))を発表しました。

49 号通達は、外国投資法に基づき、外資のミャンマーへの進出が禁止・制限される経済活動 (Economic Activity)を列挙した内容となっています。50 号通達は、環境影響アセスメントを経ることが要求される経済活動を規定しています。49 号通達と 50 号通達とで、従来、外国投資法に基づき進出が禁止・制限される経済活動を規定していた通達 (Notification no.1/2013、以下「旧通達」)にとって代わる内容となっています。

49 号通達は、旧通達と比較し、おおむね外資の進出が制限される経済活動が減少し、外資の進出を促進する方向への改正という趣意が強いといえます。49 号通達で特に注目される点は、旧通達では、外資による独資での進出が実質上禁止されていた「卸売業」及び「小売業」を規制対象から外し、規則上外資が独資でミャンマーに進出することを可能にしたようにみえることでしょう。

また、51号通達は、外国投資法が定める関税・商業税の減免という恩恵措置を受けることができない事業活動(Business Activity)が明記されています。

いずれの通達も、ミャンマーへの進出を考える際には、事前に内容を確認しておく必要性の高い通達と言えるでしょう。

本稿では、上記の各通達の概要を解説します。

49号通達及び50号通達の概要

49号通達は、外国投資法のもとで、①進出が禁止される経済活動11業種(旧通達では21業種)、②ミャンマー国民との合弁形態でのみ、進出が許可される経済活動30業種(旧通達では42業種)、③その他特別な条件の下で進出が許可される経済活動64業種が規定されています。

このうち、③の64業種は、(a)ミャンマー国民との合弁形態であることに加え、関連省庁の推薦の取得

が必要な経済活動43業種と、(b)合弁形態であることに加え、その他業種ごとに定められた条件を満たすことが要求されている経済活動21業種に区別されています。

旧通達では、③についての分類は、(a)関係省庁の推薦その他の条件を満たすことが要求される経済活動115業種、(b)その他業種ごとに定められた条件を満たすことが要求される経済活動27業種、(c)環境影響アセスメントが要求される経済活動34業種という分類がされていましたが、今回の通達により(c)については、同趣旨の規定が50号通達に規定がされることになりました(規定されている経済活動も、おおむね共通しています。)

旧通達と比較した形での、49号通達の概要は、以下の表のような形となります。

規制態様	特徴	旧通達における該当業種数	49号通達における該当業種数	49号通達により、規制対象ではなくなった事業の具体例
① 外資参入一律禁止	主として安全保障、資源に関連する経済活動等	21	11	環境破壊をもたらす恐れのある化学物質に関する事業等
② ミャンマー人との合弁でのみ参入可	主として飲食料品、化学、不動産に関する経済活動等	42	30	橋、高速道路、バイパス、地下鉄等の開発に関連する建設業や、観光業等
③ ミャンマー人との合弁、かつ、特別な条件の充足が必要 (旧通達では、必ずしも合弁は要求されていなかった点には注意)	国内産業保護が必要な多種多様な経済活動	176	64	農務省や建設省、ホテル観光省の推薦が求められていた各種事業、情報技術通信省の承認が必要であったネットワーク設備業務及びネットワーク業務、卸売業、小売業等

49号通達に規定されていない事業は、MICの認可を得て、外資の100%独資による進出が可能となります(49号通達第2条)。

卸売業・小売業の規制撤廃について

旧通達の下では、卸売業・小売業については、上記の③、すなわち特定の条件を満たした場合のみ進出が認められる事業として規制がなされていました。しかし、実務上、これらの事業については、外資が進出許可を得ることは極めて困難であると言われていました。

49号通達では、卸売業・小売業は、上記③のリストから削除されています。これにより、外資が、100%独資の形態で卸売業・小売業に進出することへの法的制限が緩和され、今後、外資による当該分野への100%独資形態での進出がすすむのでは、との期待が高まっています。

一方で、外国投資法に基づき外資が進出するにはMICの投資許可が必要であり、土地の使用権の期間制限等(外国人・外国企業は、原則として1年を超えて使用権を設定できない、つまり、1年ごとの契約更新が必要)の関係で、大規模に進出する場合には、MICの投資許可を受けずにミャンマーに直接投資を行うことはリスクが大きいのが現状です。そのため、49号通達によっても、卸売業・小売業に外資が無制限に参入できるようになるわけではないことには注意が必要です。卸売業や小売業を行うために投資許可申請を出しても、MICの投資許可が下りないという形で運用上の規制に服する可能性は依然として残っています。実際、ミャンマーで勤務する外国人弁

護士の話によれば、ミャンマー国内では外資がこれらの事業に進出することには、国内事業者保護の観点からかなり強い反対があるとのことであり、今後も政策的判断により投資許可が下りにくい状況が続く可能性も十分あります。

51号通達の概要

51号通達では、外国投資法に規定されている関税や商業税の減免措置という恩恵措置を付与しない経済活動9業種が規定されています(下記一覧をご参照ください)。所得税の減免措置については、51号通達に明記されていませんので、なお減免措置が与えられることとなります。

- ・アルコール、ビール、タバコ、それらに類似した製品の製造及び関連サービス
- ・ガソリン、軽油、エンジンオイル及び天然ガスの販売・流通
- ・自動車の修理・整備及びそれと類似のサービス
- ・ハイテクノロジーを使用せず投資額が最小限の産業であって、ミャンマー国民が容易に参入できるもの(労働集約的産業を除く)
- ・森林(保護林及び公有林)内における、長期リースのもとでの生産や産出(樹木の伐採)
- ・天然資源の産出(石油、ガスの採掘・産出を除く)
- ・建物の建築・販売
- ・乗物、機械、設備の賃貸
- ・レストラン経営や食品、飲料品の販売

V. J. Sagar Associates 弁護士来訪について

弁護士 赤塚 洋信

2014年9月4日、インドのJ. Sagar Associates法律事務所(以下、「JSA法律事務所」)のパートナー弁護士3名が当事務所に来訪され、今後の日本企業のインド進出支援について当事務所と意見交換を行いました。JSA法律事務所は300名近い弁護士を

擁し、国内外の企業にリーガルサービスを提供するインドの大手法律事務所です。当事務所は15年以上にわたってJSA法律事務所と協力関係を有しており、日本企業を依頼者とする様々なインド案件において同事務所と連携してアドバイスを行ってきました。ま

た、私赤塚は昨年 JSA 事務所のニューデリーオフィスにて研修を行いました。

今回来訪されたのは、Venkatesh Raman Prasad 弁護士、Vishnu Sudarsan 弁護士、Dhirendra Negi 弁護士の 3 名です。いずれもインフラ関連のプロジェクトを専門に扱う弁護士であり、電力、石油・ガス、通信、交通といった分野について豊富な経験を有しています。8 月末にインドのモディ首相が来日した際、日印の共同声明において今後 5 年間で ODA を含む 3.5 兆円もの日本からの官民投融資を実現することが盛り込まれました。新政権の下で日本からインドへのインフラ輸出は飛躍的に増加するものと見込まれています。JSA 法律事務所としては、日本企業の参加するインドのインフラ案件において、専門性や経験を活かしたアドバイスをしていきたいとの意向です。JSA 法律事務所との意見交換の話の中で印象的であったのは、インドにおけるインフラ案件では、か

なり初期の計画段階から弁護士が関与し、契約関係のアドバイスや法的リスクを洗い出す作業に関与しているということでした。また、プロジェクトが終わると立ち上げに携わったチームがいなくなってしまうため、後日紛争が発生した場合に依頼者において事情を知る人物がいらないという苦労話もありました。

当事務所としては、今後とも JSA 法律事務所と緊密に連携しながら、インド案件について質の高いリーガルサービスを提供していきたいと考えています。



VI. ベトナム滞在記

弁護士 渡邊 望美

私は 2013 年夏から 1 年間の米国ロースクール留学を終了し、2014 年 9 月よりベトナム・ホーチミンで研修を開始しました。前号までの赤塚弁護士のインド留学便りに続き、私はホーチミンでの生活等について書きたいと思います。

ホーチミンは、首都ハノイと並ぶベトナムの 2 大都市で、ベトナム経済の中心地と言われています。私が研修をしている Russin&Vecchi 法律事務所は、ホーチミンとハノイの両方にオフィスを持ち、ベトナムに進出する外国のクライアントにリーガルアドバイスを提供しています。

私が毎日通うホーチミンオフィスは市の中心部にあり、交通量の多い片側 4 車線の広い道路に面しているのですが、この道の横断歩道には信号機がありません。渋滞悪化の原因になるということで、街中を探しても信号機のある横断歩道は数えるほどです。縦

横無尽に道を走り抜ける多数のバイクや車は、歩行者を見ても止まってくれないので、わずかに車が途切れたところ狙って道を渡り始めるのですが、私はしばしば 4 車線道路の真ん中で立ち往生する羽目になります。



この渋滞や危険な交通事情の解消として期待されているのが、今年ホーチミンで工事が始まったベトナム

初の地下鉄です。日本企業が工事の一部を受注しており、工事現場には日の丸を掲げた看板がかけられています。個人的には明日にでも開通してほしいこの地下鉄ですが、完成するとホーチミン名物？である道を埋め尽くすバイクの群れも見られなくなるかもしれません。

次に、こちらもホーチミン名物であるスコールをご紹介します。ベトナムは南北に長く、ハノイのある北部には一応の四季がありますが、ホーチミンは熱帯モンスーン気候です。そのため乾期と雨期しかなく一年を通じて最高気温は30度を超えます。雨期の今は、毎日のように激しいスコールがあり、突然降り出したかと

思うと瞬く間に街中が白く煙るほどです。数十分程度であがることが多いのですが、数時間降り続き、道路が冠水し膝上まで水が来ることもあるそうです。度々起こる浸水被害にもなかなか対策は進んでいません。街の至るところで高層ビルの工事が行われ急速に開発が進んでいるホーチミンですが、上記の交通事情も含めインフラ面はまだまだといったところでしょうか。裏を返せば、日本企業が活躍できる場は非常に広く、私も微力ながらその助けとなれるよう、この研修を充実したものしたいと思います。

VII. お知らせ

当事務所が主催または当事務所の弁護士が講師を務めるセミナーが下記の通り開催されます。奮ってご参加いただければ幸いです。さらに詳しい内容をお知りになりたい場合は、当事務所または主催団体までご連絡ください。

◆ 「インド新会社法セミナー -コンプライアンス規制に対する現地での実務的対応-」

主催 : 小島国際法律事務所、J. Sagar Associates 法律事務所(インド)
後援 : 公益財団法人 日印協会
日時 : 2014年10月16日(木) 13:30~17:00 (13:00 受付開始)
場所 : アルカディア市ヶ谷 4階 「鳳凰(西)」
URL : <http://www.kojimalaw.jp/inquiries/india.html>

◆ 国際商事研究所月例会 「ブラジル独占禁止法の最近の動向」 モデレーター: 弁護士 雨宮 弘和

主催 : 一般社団法人国際商事法研究所
日時 : 2014年10月24日(金) 14時00分~16時00分

海外進出プラクティス・グループ

本ニュースレターは、法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿記載のうち、意見にわたる部分は、執筆担当者の個人的見解であり、当事務所またはその他の事務所の見解ではありません。

本ニュースレターで取り上げてほしいテーマなど、ぜひ、皆様の忌憚ないご意見・ご感想を下記までお寄せください。

小島国際法律事務所

〒102-0076 東京都千代田区五番町 2-7 五番町片岡ビル 4階
TEL : 03-3222-1401 FAX : 03-3222-1405
MAIL : newsletter@kojimalaw.jp
URL : www.kojimalaw.jp